

稲沢市監査公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成30年3月29日

稲沢市監査委員	小	島	通
同	苗	村	眞
同	遠	藤	明

財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の対象

- (1) 名称 稲沢市観光協会（以下「観光協会」という。）
〔所管部課：経済環境部 商工観光課〕
- (2) 範囲 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの事業のうち、次の財政的援助に係る出納その他の事務の執行について
財政援助団体監査

補助金の名称	稲沢市観光協会補助金
平成 28 年度 補助金額	19,111,000 円
補助金の目的	観光協会の活動を助成し、もって観光振興の向上に資するため

第 2 監査の期間

平成 30 年 1 月 15 日から平成 30 年 2 月 26 日まで

第 3 監査の方法

観光協会に対しては、補助金等交付申請書、事業報告書、決算書及び補助金の出納に係る書類等の提示を求め、関係職員より説明を聴取し、当該補助金はその目的に従って適正に使用されているか、出納その他の事務が適正に行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

また、所管課に対しては、観光協会への補助金の出納に係る指導監督が適切に行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

第 4 説明聴取日及び場所

- (1) 監査委員による監査

説明聴取日	場 所
平成 30 年 2 月 26 日	産業会館

(2) 補助職員による監査

説明聴取日	場 所
平成 30 年 2 月 6 日	監査委員事務局及び産業会館

第 5 事業の概要

(1) 監査団体の概要

稲沢市の特性である緑・歴史的資源の活用を通じて、活力に満ちた魅力ある街づくりを推進すると共に、観光事業の進行を図り、稲沢市における文化の向上及び地域の活性化に寄与することを目的に、平成 18 年 8 月 7 日に設立された。

(2) 補助事業

ア 補助金交付申請等手続

(ア) 補助の目的

観光協会の活動を助成し、もって観光振興の向上に資すること

(イ) 交付申請日

平成 28 年 4 月 1 日

(ウ) 交付決定日

平成 28 年 4 月 1 日

(エ) 実績報告日

平成 29 年 3 月 31 日

イ 決算状況

(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

項 目	決 算 額	総事業費に対する割合
総 事 業 費	(円) 23,931,473	(%) —
市 補 助 金	19,111,000	79.8
会 費 収 入	1,906,000	8.0
事 業 収 入	68,880	0.3

繰越金	2,413,718	10.1
雑入	431,875	1.8

ウ 事業活動の概要

観光資源の調査、研究開発に関する事業

観光資源の整備、保全に関する事業

観光情報及び資料収集に関する事業

観光物産等の宣伝及び販売事業

その他市長が認めた事業

第6 監査の結果

補助事業については、出納その他の事務は条例等関係諸法令に基づき管理し、目的に沿って執行されており、おおむね適正に処理されていると認めた。

ただし、注意を要するものとした事項は次のとおりである。

[留意事項]

○観光協会

- (1) 地域の魅力を活かし、多種多様な事業を行うため法人化、プロパー職員の活用等、組織強化の検討に努められたい。

○商工観光課(所管課)

- (1) 稲沢市観光協会補助金は人件費を賄う運営費補助と、梅まつり開催に係る経費などを賄う事業費補助の両面を持つ補助金であるが、事業費補助の部分を別立ての補助金にするなど、少しでも人件費に係る運営費補助が縮小されるよう努められたい。
- (2) 前述した法人化等の組織強化に際しては、適切な指導助言に努められたい。